

(別表)

使用前検査・許可を要する構造設備

(病院・診療所)

構造設備の種類	根拠法令 (条項)		自主検査
	医療法	医療法施行規則	
各科専門の診察室	第21条第1項第1号	第20条第1号	○
手術室	第21条第1項第3号	第20条第2号及び第3号	△
処置室	第21条第1項第4号	第20条第4号	○
臨床検査施設	第21条第1項第5号	第20条第5項	○
エックス線装置	第21条第1項第6号	第20条第7項	○
調剤所	第21条第1項第7号	第16条第1項第14号	○
給食施設	第21条第1項第8号	第20条第8号	○
分べん室	第21条第1項第10号		○
新生児の入浴施設	第21条第1項第10号		○
機能訓練室	第21条第1項第11号及び同条第2項第2号	第20条第11号及び第21条の3	○
消毒施設	第21条第1項第12号	第21条第1項第1号及び同条第2項第1号	○
洗濯施設	第21条第1項第12号	第20条第1項第1号	○
談話室	第21条第1項第12号及び同条第2項第3号	第21条第1項第2号、同条第2項第2号、第21条の4第1号及び第2号	○
食堂	第21条第1項第12号及び同条第2項第3号	第21条第1項第2号、同条第1項第3号、第21条の4第1号及び第2号	○

浴室	第21条第1項第12号及び同条第2項第3号	第21条第1項第2号、同条第2項第4号、第21条の4第1号及び第2号	○
集中治療室	第22条第1号及び第22条の2第2号	第21条の5第1号及び第22条の3第1号	△
化学、細菌及び病理の検査施設	第22条第4号及び第22条の2第5号	第21条の5第1号	○
無菌状態の維持された病室	第22条の2第6号	第22条の4	△
診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備	第23条第1号	第16条第1項第1号	○
放射線に関する構造設備	第23条第1項	第16条第1項第1号	△
病室	第23条第1項	第16条第1項第2項から第4項まで、第6項及び第7項	△
機械換気設備	第23条第1項	第16条第1項第5号	○
患者の使用する屋内の直通階段	第23条第1項	第16条第1項第8号及び第9号	○
避難階段	第23条第1項	第16条第1項第10号	○
患者が使用する廊下	第23条第1項	第16条第1項第11号	○
消毒設備	第23条第1項	第16条第1項第12号	○
歯科技工室	第23条第1項	第16条第1項第13号	○
防火上必要な設備	第23条第1項	第16条第1項第15号	○
消火用の機械又は器具	第23条第1項	第16条第1項第16号	○

(助産所)

構造設備の種類	根拠法令 (条項)		自主検査
	医療法	医療法施行規則	
入所室	第23条第1項	第17条第1項第1号及び第2号	△
入所する母子が使用する 屋内の直通階段	第23条第1項	第17条第1項第3号	○
避難階段	第23条第1項	第17条第1項第4号	○
分べん室	第23条第1項	第17条第1項第5号	○
防火上必要な設備	第23条第1項	第17条第1項第6号	○
消火用の機械又は器具	第23条第1項	第17条第1項第7号	○

自主検査欄に△が付してあるものについては、通知中1(1)②のとおり、基準に抵触しない範囲で構造設備を変更する場合のみ、自ら検査を行うことが可能である。